

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 評価担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長</p> <p>(3) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）の教職員 20名以内</p> <p>(4) 企画部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 委員会に、点検・評価実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。</p> <p>2 実行委員会は、全学的な点検・評価に係る実施に関し必要な業務を行う。</p> <p>3 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者</p> <p>(2) 部局の教職員 各1名</p> <p>(3) その他担当理事が必要と認める者 若干名</p> <p>4 前項第2号及び第3号の委員は、担当理事が委嘱する。</p> <p>5 } (略)</p> <p>6 } (略)</p> <p>7 } (後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) 評価担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長 若干名</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第4条 }</p> <p>2 委員長は担当理事又は前条第1項第2号の副学長をもって充て、副委員長は同項第1号、第2号（委員長となった場合を除く。）、第3号及び第5号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>第6条 }</p> <p>2 }</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) その他委員会の委員長が必要と認める者 若干名</p> <p>4 前項第2号及び第3号の委員は、委員会の委員長が委嘱する。</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>7 }</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年達示第35号）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>